



2010年11月4日

各 位

会 社 名 日本板硝子株式会社
コード番号 5202
本社所在地 東京都港区三田三丁目5番27号
代 表 者 クレイグ・ネイラー
問 合 せ 先 広報・IR部長 藤井一光
電 話 03 - 5443 - 9477

国際会計基準(IFRS)の早期適用について

当社は、連結財務諸表の作成にあたり、2011年4月1日より国際会計基準(IFRS)を早期適用することを決定いたしましたので、お知らせいたします。これにより、連結財務諸表に、2012年3月期(FY2012)以降、同基準を適用いたします。

国際会計基準(IFRS)の適用は、当社グループの国際的な事業展開と株主構成に、適したものであります。

本決定は、日本に本社を置く、真に国際化した企業となろうという当社グループの意思の表れであります。国際的な事業展開と株主構成に適した国際会計基準(IFRS)の適用は、取締役会メンバーの国際化、委員会設置会社への移行、といったこれまでの施策の流れをくむものであります。

実務レベルでは、2006年のピルキントン社買収により、グループの約2/3は既に国際会計基準を使用しているため、グループ全体が国際会計基準に移行することで、同基準から日本基準への組替えの必要がなくなります。グループ全体が同一の会計上の言語を用いることは、内部の意思決定プロセスに非常に有益であります。

本決定の定量的な影響については、別途、適用の開始前にご説明する予定です。

以 上